# その他 参考資料

# 「流域タイムラインの作成・活用」と 「WEB会議ツールによる危機感の共有」の推進

防災・減災プロジェクト第2弾(重点推進施策)

#### <河川・気象の行動のきっかけとなる情報をまとめた流域タイムラインを作成・活用!>

- 河川・気象情報の提供やこれを受けた市区町村による避難情報の発令など基本的な行動を時系列で整理するタイムラインを、流域などの単位で作成。
- 河川の増水・氾濫時の更なる円滑な防災対応や訓練等に活用することで振り返りによる改善を実施。(不断の改善により防災対応をブラッシュアップ)
- <台風接近時等のWEB会議ツールによる危機感の共有を実施!>
- 市区町村による避難情報発令などの防災対応を支援するため、河川事務所、気象台のほか、都道府県の河川・砂防部局とも連携し、WEB会議ツールを活用することで防災情報や危機感の共有、流域自治体の対応状況等を関係者で一斉に共有



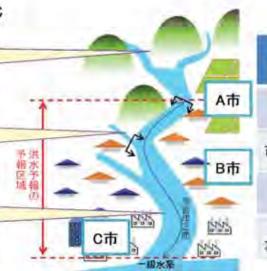
流域平均の雨量の実況や予測から 数日前から警戒感を高める (気象台)

支川等の氾濫のおそれ、土砂災害 の危険性について共有

(気象台·都道府県河川·砂防部局)

河川水位の実況や予測から氾濫の おそれを共有

(河川事務所·気象台)



■ 水害対応タイムラインと法定計画との関係

領域	法定計画等 (策定主体)	タイムライン
流域	国土交通省防災業務計画等 (地方整備局等、事務所等)	流域タイムライン
市区町村	地域防災計画 (市区町村)	市区町村タイムライン
地区	地区防災計画 (自治会、自主防災組織)	コミュニティ タイムライン
個人、 事業者等	避難確保計画(要配慮者利用施設) 個別避難計画(要配慮者)	マイ・タイムライン

# 国土交通省防災業務計画修正(令和3年9月)の概要(案)

参考

#### 国土交通省 防災業務計画

- 災害対策基本法第36条に基づき、国土交通省が防災に関してとるべき措置などを定めた計画
- 国土交通省が、自然災害や重大事故において、予防、応急対策、復旧・復興の各段階でとるべき諸施策を規定
- 平成14年5月に作成され、直近では令和3年2月に修正

#### 主な修正内容

#### ◆ 関連法令の改正を踏まえた修正

- 災害対策基本法の改正を踏まえた修正
  - ・災害対策本部の見直し

(特定災害対策本部設置、災害発生のおそれ段階での本部設置)

- 避難勧告・避難指示の一本化
- ・個別避難計画の作成を支援 等
- 踏切道改良促進法の改正を踏まえた修正
  - ・災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度を創設等

#### ○ 流域治水関連法の制定を踏まえた修正

- 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
- ・利水ダム等の事前放流の取組を推進する協議会の創設
- ・浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を 事前確認
- ・洪水八ザードマップの作成を中小河川まで拡大 等
- 鉄道事業法の改正を踏まえた修正
  - 鉄道施設に障害を及ぼすおそれのある植物等の伐採等が可能
  - ・災害時の復旧に際し、他人の土地を作業場等として一時使用可能

#### ◆ 昨年度発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正

- 令和2年7月豪雨、台風第10号への対応を踏まえた修正
  - ・要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する 市町村の助言・勧告を実施(流域治水関連法)
  - ・リエゾン派遣等によるおそれ段階も含めた連絡体制の確保
  - ・気象防災アドバイザーの知見も活用した市町村支援

#### 令和2年度の大雪への対応を踏まえた修正

・人命を最優先に、躊躇ない広範囲での計画的・予防的な通行 止め等により、幹線道路上での大規模な車両滞留を回避

#### 記載例(風水害編)

○地方支分部局は、台風等による大規模水害を想定して、地方公共団体等関係機関 と協議のうえ、関係者が事面にとるべき基本的な行動を時系列で整理した水害対 応クイムラインを作成するものとする。失き対応後は、作成済みのタイムライン を検証し、改善に取り担むものとする。全後は適難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市区町村を対象とした流域タイムラインに見直すこととする。 また、「大規模氾濫減災協議会」等を活用して市区町村等が作成するタイムラインとの整合を図ることとする。

#### ◆ その他最近の状況等を踏まえた修正

- 自然災害リスクコミュニケーションの推進
  - 住民等への的確な情報発信、市町村支援の充実等。
  - ・防災行動計画(タイムライン)の普及・策定推進

# 【行動のデジタル化】洪水予測の高度化

国土交通省インフラ分野のDX推進本部(第4回)

流域一体で予測

### 目指す姿

洪水予測の高度化による災害対応や避難行動等の支援

## 概要

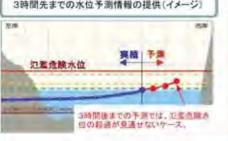
- 〇令和3年出水期から、国管理の洪水予報河川すべてで、洪水予報の発表の際に6時間先までの水位予測情 報の提供を開始。
- 〇一級水系では、国が中心となり水系・流域が一体となった洪水予測による精度向上や、これに伴う新たな支 川等の予測情報の提供に取り組むとともに、主要な河川において、長時間先の幅をもった水位予測情報を提 供することにより、河川の増水・氾濫の際の災害対応や住民避難を促進。

#### Before

#### 洪水予報では、3時間先まで の水位予測情報を提供

国管理の洪水予報河川では、 洪水予報の発表の際に、3時間 先までの水位予測情報を提供し ているところ。

3時間先までの水位予測情報の提供(イメージ)

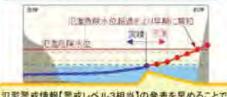


#### After

#### 洪水予報で6時間先までの 水位予測情報を提供

令和3年の出水期から、すべての 国管理の洪水予報河川で、水位予測 に観測水位を同化させ精度の向上を 図った予測モデルに基づき、6時間 先までの水位予測情報を提供。

6時間先までの水位予測情報の提供(イメージ)



高齢者等の避難のリードタイムをさらに確保!

#### 水系・流域が一体となった 洪水予測情報の提供

一級水系では国が中心となり、水系・流域が 一体となった洪水予測を行うことで、予測精度 の向上のほか、新たに支川等の予測情報を提供 することで防災対応や避難を支援。

#### 数日先の氾濫の可能性の提供 (長時間先の水位予測)

現在、6時間先まで提供している水位予 測情報について、不確実性の高い長時間 先の水位予測を複数のケースにより幅を もって示すことで、数日先の氾濫の可能性 の情報を提供し、防災対応の準備のほか、 特にリードタイムが必要となる広域避難等 の判断を支援。



#### 令和3年度

#### 令和4年度

#### 令和5年度

#### 令和6年度

#### 令和7年度

6時間先水位予測情報

中小河川の水位予測技術の開発

水位予測情報の提供可能河川の拡大

1日半先の試験運用開始

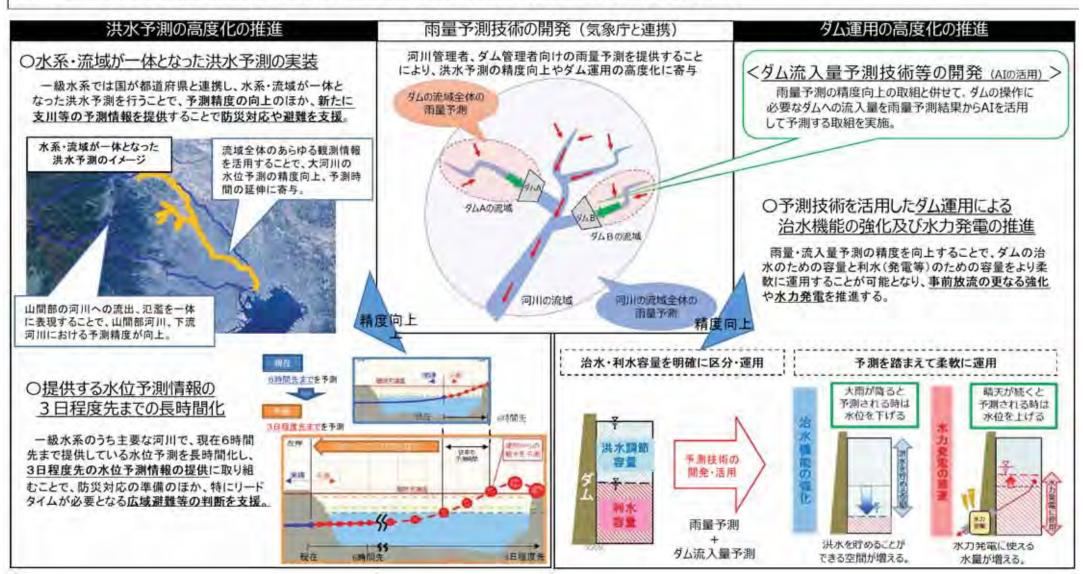
長時間先水位予測情報の対象拡大及び更なる長時間化の技術開発・実装

2. 国土強靭化に資するDXの推進 [2/4]

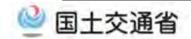
令和4年度 水管理·国土保全局関係 予算概要

# 雨量予測等を活用した河川の水位予測やダム運用の高度化の推進(気象庁との連携)

- 気象庁と連携して雨量予測技術の開発を進める等、洪水予測やダム流入量予測の精度を向上させ、河川·ダム管理の高度化を図る。
- 河川において、水系・流域が一体となった洪水予測や、3日程度先の水位予測による予測の高度化に取り組み、防災対応・避難を支援。
- ダムにおいて、予測を活用した柔軟なダム運用により治水機能の強化及び水力発電を推進。



# 浜松河川国道事務所 業務継続計画(風水害編)の策定



浜松河川国道事務所

近年、切迫する気候変動による風水害の頻発化・激甚化している状況の中で、計画規模を上回る洪水も多発している状況である。浜松河川国道事務所では、想定最大規模の洪水及び土砂災害が発生した場合、業務継続に影響を受ける庁舎が存在するため、「業務継続計画(風水害編)」(以下、「風水害BCP」という。)を策定している。

○目 的 「災害時には、行政自らも被災する」ことを想定

し、災害発生時の行動計画や課題及び取り組み方針を定めた「風水害BCP」を策定し災害に備える。

○基本方針 浜松河川国道事務所管内で発生する想定最大規模 の洪水及び土砂災害を想定し、災害発生時に非常

時優先業務等を実施する。

○対象災害 風水害による浸水被害又は土砂災害で想定される

浜松河川国道事務所の各庁舎等の被害を対象とす

る。

○**適用判断** 庁舎等において被害が発生又は被災する危険性が

高いと判断した場合に風水害BCPを適用する。

#### (用語解説)

#### 業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)

不測の事態(危機・災害などの被害)でも業務が中断せず、また、中断した場合も可能な限り短い期間で回復するよう、残存する能力で優先すべき重要業務を許容されるサービスレベルを保ちつつ実施・継続させ、万一中断した重要業務も許容される期間内に復旧できるよう、前もって準備を行ったり、災害発生時の対応方法や組織を定めた計画

#### ○風水害BCP適用の流れ

大雨・大型台風の予報・発生 初動対応 (職員参集、災害対応業務の実施) (切迫した事態へ進展) 風水害BCPの適用 安全を確保しつつ、「応急対策業務」 及び「機能確保のための対応」を実施 (降雨等の収束、警報等解除) 「応急対策業務」及び「機能確保のための対応」 の継続 (施設が被災した場合の復旧対応含む) 「一般継続重要業務」の再開 風水害BCPの解除 災害対応業務の継続、一般業務の再開